

都城市子ども・子育て会議

第6回

平成26年8月7日

14:00～16:00

都城市役所4階秘書広報課前会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 経過報告
 - ①これまでの経緯
 - ②第5回都城市子ども・子育て会議概要
 - (2) 子ども・子育て支援新制度に係る基準等の制定について
 - (3) 教育・保育提供区域について
 - (4) 教育・保育の需要量・供給量について
 - (5) 広域利用について
 - (6) 当面のスケジュール
- 4 事務連絡
- 6 閉会

都城市子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名	役職	氏名
学識経験者	南九州大学人間発達学部・子ども教育学科	教授	黒川 <small>ヒサミ</small> 久美
施設運営管理者等	都城市社会福祉法人法人立保育園園長会	会長	藤田 雄三
	都城地区私立幼稚園連合会	会長	下野 喜久夫
	宮崎県児童館連絡協議会	事務局長	江田 かおり
	都城市児童クラブ連絡協議会	会長	小林 <small>ウチト</small> 内外
	社会福祉法人 光生会ひかり園	園長	豊留 かく子
学校関係者	都城市小中学校校長会代表者	五十市小学校校長	中吉 真理哉
	都城市 PTA 連絡協議会	副会長 (有水小 PTA 副会長)	坂元 春香
行政機関	都城公共職業安定所	所長	児玉 太
	都城児童相談所	所長	大久保 公博
地域関係	都城市自治公民館連絡協議会	理事	永田 優
	都城市民生委員・児童委員協議会	会計	和田 三千夫
市民関係	NPO 法人さらだ	理事長	那須 史代
	公募市民		外山 明美
	公募市民		久場 美和

事務局

所属	職名	氏名
福祉部	部長	前原 修
保育課	課長	青木 眞州男
保育課	副課長	黒木 千晶
保育課	主幹	満安 真由美
保育課	副主幹	飯盛 香奈子
保育課	副主幹	清水 かな子
保育課	主査	大中原 和己

1 経過報告

(1) これまでの経緯

① 第1回子ども・子育て会議

ア 日程：8月2日

イ 議事：市長挨拶・選任通知書の交付・委員紹介・役員選出・審議

審議内容：子ども・子育て支援新制度について・子ども・子育て会議について（目的・構成・進め方）・子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について・今後のスケジュール

② 第2回子ども・子育て会議

ア 日程：9月30日

イ 審議内容：第1回都城市子ども・子育て会議概要及び経過報告、子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について（調査票の確認）、子ども・子育て支援環境に関する現状報告、今後のスケジュール

③ ニーズ把握のためのアンケート調査実施

ア 時期 10月～12月

イ 回収率	就学前児童	886/2,000	44.3%
	小学生	1,461/2,000	73.1%
	合計	2,347/4,000	58.7%

④ 第3回子ども・子育て会議

ア 日程：1月28日

イ 審議内容：子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の速報値について、関係団体等へのヒアリングについて、今後のスケジュール

⑤ 第4回子ども・子育て会議

ア 日程：3月27日

イ 審議内容：関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について（速報値）、事業計画の策定方針について、今後のスケジュール

⑥ 第5回子ども・子育て会議

ア 日程：5月26日

イ 審議内容：ニーズ調査の結果報告、関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について、今後のスケジュール

⑦ 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育需要量について

ア 需要量について県との法定協議（3月17日）

イ 教育・保育施設の新制度への移行調査（6月～7月）

ウ 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る需給状況の法定協議（8月6日）

(2) 第5回子ども・子育て会議概要

- ① 日時：5月26日 15:00～17:00
- ② 会場：都城市役所4階秘書広報課前会議室
- ③ 審議内容：第4回都城市子ども・子育て会議概要及び経過報告、関係団体へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について（速報値）、事業計画の策定方針について、今後のスケジュール
- ④ 出席者 委員15名中1名欠席
中吉真理哉氏、瀬ノ口敬子氏、安田真里氏
- ⑤ ニーズ調査の結果に対する主な質疑内容

【市の方針について】

- ・都城市の子どもがどう育ってほしいかというビジョンはないのか？費用対効果はあると思うが、弱い立場の人を救えるようにしてほしい。
 - ・都城市の財政状況、子育てに関する予算等客観的なデータを見せて頂きたい。
 - ・1回の会議で決める内容が多すぎる。会議の進め方を工夫してほしい。
- 会長と相談して進めていきたい。

【子どもの遊び場】

- ・子育て環境の充実の中で、雨天時に遊べる施設への要望が多いように感じた。
- ・福岡にある「イケア」のスモーランド（託児所）のようなものを望んでいるのではないかと？買い物の間に子どもを遊ばせる場所としてイオン等に遊び場を作れないか？大丸跡地利用の計画もあるが、あと3年はかかるので、イオンの空き店舗等を利用できないか？
- ・宮崎市では、「カリーノ」の一角にNPOに委託して管理している子育て支援のためのつどいの広場がある。
- ・中心部以外も必要性があると思うので、場所も検討すべき。

【経済的な支援】

- ・保育料が高いという意見が多い。
- 保育料は応能負担で、国が基準を設定しており、最高額で104,000円である。都城市においても国の基準よりは下げて最高で53,000円徴収しているが、近隣の三股町や曾於市に比べて3,000円～4,000円高い。
- ・併行通園しているお子さんは幼稚園、保育園の利用料に+αの負担がかかる。鹿児島県は併行通園に対して助成があるようである。
 - ・児童発達支援について、鹿児島県では利用料が0円で全て自治体が負担している。伊佐市から取組みが始まって鹿児島市が実施してから全市町村に広がったようである。
 - ・経済的な支援への要望が多かった。市の予算に対して会議の意見がどう反映されるのか？

➤前回の会議でライフステージ毎の計画の趣旨はご説明したが、今回は添付をしていなかった。ニーズ調査の結果をうけて具体的な事業について検討を行っている。

【障がい児への支援について】

・学校に行ってから診断を受けると、精神的にもエネルギーがあるので、乳幼児期の困っている人に支援すべきである。

・アンケートについては1人1人意見があるので、今回の報告はごく一部だと認識してほしい。今回だけでなく、定期的に意見を聞く場を設けてほしい。今回のアンケートには出ていないが、特別支援クラスの肢体不自由の子供は修学旅行に行けない場合もある。

都城市では特別支援員は勤務の制限があり、修学旅行や宿泊学習で宿泊できないことになっている。ただし、車いすで行ける子を連れていくことはある。対応については親と協議しているが、宿泊について心配される方もいる。

・健診についての意見も多いようである。母子保健との関係は？

➤健診場所が狭く、待ち時間が長いということは認識している。小児科の先生に対する意見も記載してあるが、発達障害についてわかってほしいからではないか？気になるお子さんについてはきらきら、保育園や小学校に繋いでいる。小学校については就学前診断の時に関わってくる。

・スタッフが少ないのか？

➤2歳半健診は回数が増えている。

・健診で気になるお子さんが診断を受けるという形が多く、きらきらからの繋ぎで出てくることもある。行政は人事異動が多く、連携しづらい場合がある。保育課、こども課、学校教育課、福祉課の連携を図ってほしい。

➤引き継ぎは行うようにしているが、担当によって思いが違う場合があるのではないかと。

・働きやすい労働環境について意見が多かった。障害児のいるお母さんは負担が大きく、子どもが大きくなってからも事業所への送迎等が必要で、フルタイムの仕事ができない。きりしま支援学校のPTA会長で4月から保育園で気になるお子さんの支援を実施している。保育園や学校の先生たちは悩んでいるのに、保育園や学校への専門家の支援が足りていない。障害のあるお子さんを持つ親は周りに迷惑をかけてしまうと思ってしまうことが悲しい。

2 子ども・子育て支援新制度に係る基準等の制定について

平成 27 年度から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が始まります。このため、次に掲げる施設及び運営の基準等は子ども・子育て関連 3 法に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされている（別添資料参照）。

■ 条例で定める基準

- ・地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の設備及び運営の基準
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準
- ・保育の必要性に関する認定基準

■ 関係者（保育所、幼稚園関係者）への意見聴取

- ・ 7 月下旬

■ パブリックコメント実施期間

- ・平成 26 年 7 月 7 日～平成 26 年 8 月 5 日

（周知方法として、幼稚園、保育園へのポスター掲示、図書館、子育て支援センターで意見募集）

■ パブリックコメント、関係者への意見聴取の結果、基準の中で検討すべき事項

- ・地域型保育事業の職員の配置基準：小規模保育事業等の職員配置基準について、子どもの安全性を保障するため、保育士の配置等考慮すべきではないか
- ・地域型保育事業の食事の提供方法について：安全面、衛生面を考慮して、自園調理とすべきではないか。
- ・放課後児童健全育成事業の基準：職員の配置基準について、子どもの安全性を図るため、国の基準を下回るべきではないのではないか。

■パブリックコメント、関係者への意見聴取後の市の方針（変更点）

基準	分類	国基準案	都城市の方針（案）
地域型保育事業の設備及び運営基準	小規模保育事業A型の職員資格	全て保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	国基準案どおりとする。
	小規模保育事業B型の職員資格	保育士2分の1以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 ※保育士以外には必要な研修を実施	国基準案どおりとする。
	小規模保育事業C型の職員資格	市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	小規模保育事業B型の職員資格と同等にする等の方法で保育士の配置を義務付ける。
	家庭的保育者の職員資格	市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	小規模保育事業B型の職員資格と同等にする等の方法で保育士の配置を義務付ける。
	食事の提供	自園調理を原則とする。ただし、一定の要件を満たす場合に外務委託を認める。 連携施設、社会福祉施設、医療機関、学校給食法に掲げる共同調理場からの搬入を認める。	搬入施設が食事の質と安全が充実している施設に限られているため、国の基準どおりとする。
放課後児童健全育成事業の基準	集団の規模に関する基準	児童の集団の基準はおおむね40人までとする。	国の基準どおりとする。ただし、経過措置を設ける。

3 教育・保育提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域とは（必須記載事項）

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に量の見込み及び確保方を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされている。

項目	内容
目的	子ども・子育て支援事業計画の中で、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案。
具体的なイメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて設定。
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
区域設定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定が基本。 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、 <u>小学校就学前子どもの区分（認定）ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。</u>

2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定するとともに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとなっている。

■ 幼児期の教育・保育の必要量と確保のイメージ(内閣府)

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み(必要 利用定員総数)		950人	3,780人	2,920人	890人	3,600人	3,000人	910人	3,620人	2,940人
② 確保 の 内容	認定こども 園、幼稚 園、保育所 (教育・保育 施設)(※1)	1,370人	3,090人	2,430人	1,370人	3,090人	2,430人	1,310人	3,140人	2,550人
	地域型保育 事業(※2)									50人
②-①		420人	▲690人	▲490人	480人	▲510人	▲20人	400人	▲480人	▲340人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

■ 地域子育て支援事業の必要量と確保のイメージ(内閣府)

地域子育て支援 拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全 育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

■ 都城市で考えられる区域設定

区域数	特色	実施されている計画や事業等
1	市全域	
2	大淀川を挟んで南北で2分する	消防署
5	平成18年の合併前の市町	都城市総合計画 等
6	土地利用の目的で区分け	都市計画マスタープラン
15	地域的な視点に立って地域の活動を促進するために設定された区域	地区公民館 まちづくり協議会 等
18	中学校ごとの区分け	中学校
37	小学校ごとの区分け	小学校

■ 幼児期の教育・保育及び地域子育て支援事業の提供区域（案）

区分	事業等	提供区域	考え方	留意事項
幼児期の教育・保育提供区域	1号認定	市全域（1区域）	幼稚園については、送迎バス等により広域の利用が可能であることから「市全域」とする。	
	2号・3号認定	南部と北部（2区域）	保育所については、市内中心部で近隣の保育園に入りづらい状況となっている。市内中心部は近隣の地区があることで重要と供給のバランスがとれていることから、南部と北部の2区域とする。	
地域子育て支援事業	利用者支援事業	市全域（1区域）	利用可能な全ての施設やサービスの利用調整、情報集約等ができるよう当面は「市全域」とする。	将来的には身近な場所での支援について検討を行う必要がある。
	地域子育て支援拠点事業	市全域（1区域）	現状は子育て支援センターが3か所あるが、身近な場所で支援を行うため、人口分布等を考慮し、増設を検討する。	児童館や保育所、幼稚園等身近な施設での子育て支援も併せて行う必要がある。
	妊婦健康審査	市全域（1区域）	市内外を含む医療機関で実施可能であることから、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。	
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域（1区域）	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。	
	養育支援訪問事業	市全域（1区域）	児童相談所や保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、また、全市域の情報を基に迅速な対応が求められることから「市全域」に設定する。	
	子育て短期支援事業	市全域（1区域）	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。	
	ファミリー・サポート・センター事業			
	一時預かり事業			
	延長保育事業	南部と北部（2区域）	本事業は通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、教育・保育事業と切り離せない事業であることから、南部と北部の2区域とする。	
	病児・病後児保育事業	市全域（1区域）	病気の際に突発的に利用される事業であることから、「市全域」とする。	
	放課後児童クラブ	小学校区（37区域）	通学している小学校区内の放課後児童クラブを利用しているため、「小学校区」とする。	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域の設定は不要		
多様な主体が本制度に参入する事を促進するための事業	—	区域の設定は不要		

4 教育・保育の需要量・供給量について

平成 27 年度の私立幼稚園、私立保育所について施設類型と利用定員等の調査を実施。

(1) 私立幼稚園の平成 27 年度の施設類型と利用定員

施設類型	幼稚園数	在籍園児数	満3歳児	3歳未満	合計	利用定員		
						1号	2号・3号	合計
幼稚園型・幼保連携型認定こども園	9	1,080	33	77	1,190	825	479	1,304
施設型給付の幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
私学助成の幼稚園	4	419	97	0	516	—	—	—
	13	1,499	130	77	1,706	825	479	1,304

(2) 私立保育所の平成 27 年度の施設類型と利用定員

施設類型	園数	認可定員	3歳以上	3歳未満	合計	利用定員			
						1号	2号	3号	合計
保育所型・幼保連携型認定こども園	9	760	539	365	904	111	345	324	780
保育所	44	3,155	1,952	1,572	3,524		1,836	1,638	3,474
	53	3,915	2,491	1,937	4,428	111	2,181	1,962	4,254

幼児期の教育・保育の必要量と確保の速報値

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		950人	3,780人	2,920人	890人	3,580人	2,980人	910人	3,620人	2,940人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)(※1)	1,370人	3,090人	2,430人	1,370人	3,090人	2,400人	1,430人	3,160人	2,500人
	地域型保育事業(※2)						30人			50人
②-①		420人	▲690人	▲490人	470人	▲490人	▲550人	520人	▲460人	▲390人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※8月6日の県との法定協議の提出資料より抜粋。今後、調整実施。

5 広域利用について

(1) 保育所における広域利用：都城市においては、市内中心部において入りたい保育所に入りたくても入れない潜在的ニーズがある状況から平成24年12月に広域利用の指針を作成(次ページ)

(2) 今後の方針

来年度は認定こども園の2号、3号認定においても市町村が需給調整を行うことから2号、3号の認定においても保育所の指針を基準として指針を作成したい。

都城市保育所広域入所認定基準

平成24年11月20日制定

1 目的

この基準は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について（平成9年9月25日厚生省児童家庭局長通知）に基づき、広域入所の円滑化を考慮しつつも、市民が十分に保育所を利用できない状況を鑑み、他市町村との保育所の広域入所に関する調整方法を定め、潜在的待機児童の解消を図ることを目的とする。

2 実施基準

以下の条件において、広域入所の受託と委託の承諾を行うものとする。

(1) 里帰り出産

【住民異動をせず、実家（病院等を含む。受託の場合は、都城市に実家がある者に限る）において出産】

(2) 里帰り入院

【住民異動をせず、実家近くの病院（受託の場合は、都城市に実家がある者に限る）に入院】

(3) 転出入による継続入所

（当該児童については、卒園まで入所可とする）

(4) 保護者の勤務状況により、保育所の開所時間に送迎困難な場合

(5) その他広域入所が必要と認められる場合

（DV等で住民異動ができない場合等、課内決裁を得ることを条件とする）

3 実施方法

現在入所中の児童についての影響を考慮し、平成25年度の新規入所から適用するものとし、希望者には、別に定める広域委託希望理由書を提出させる。

また入所中の児童の兄弟については、新規入所を承諾し、兄弟入所した児童の卒園をもって、基準を全児童への対象とする。

6. 当面のスケジュール

- 8月18日～28日 ・子ども・子育て支援事業計画の分野別分科会
(①婚活・雇用関係②母子保健③小・中学生の支援④障害児への支援等支援が必要な子どもや家庭への支援⑤その他子育て支援)
- 9月1週目 ・第7回子ども・子育て会議
(計画全般の方針、分野別の事業計画の方針、次世代育成支援行動計画の評価、教育・保育施設の利用者負担等)
- 9月23日 ・少子化対策シンポジウム
- 10月 ・第8回子ども・子育て会議
(計画の中間とりまとめ)